

平成 28 年 9 月 1 日

各 位

株式会社 北海道銀行

「台風被害対応資金」の取扱い開始について

北海道銀行は、近時の台風 7 号、11 号、9 号、10 号による大雨等で被害を受けているお客さまを支援するため、「台風被害対応資金」の取扱いを平成 28 年 9 月 2 日（金）より新たに開始します。

本融資は、深刻な台風被害からの早期復旧に向け、資金繰りの安定化や設備の復旧などが必要なお客さまにご利用いただくことを目的としております。

当行は地域に根ざした金融機関として、引き続き円滑な資金供給を通じ、このたびの台風被害に遭われたお客さまのご融資やご返済などのご相談に、きめ細かに対応して参ります。

【 概 要 】

名 称	「台風被害対応資金」
対 象	台風の影響により被害を受けた法人または個人事業主
取 扱 開 始 日	平成 28 年 9 月 2 日（金）
融 資 金 額	100 万円以上 1 億円以下
融 資 期 間	運転資金 7 年以内、設備資金 10 年以内(いずれも 1 年以内の元金据置可能)
利 率	当行所定の金利による
融 資 形 式	証書貸付
返 済 方 法	毎月元金均等方式
取 扱 店	事業性融資取扱店

その他の諸条件は、お取引店またはお近くの北海道銀行へお問い合わせください。

審査の結果により、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】	融資部融資企画室	栃木・多賀	TEL011	233	1061
	経営企画部広報 CSR 室	大海・福原	TEL011	233	1005